

エアーテント等貸出要綱

(目的)

第1条 この要領は、屋外イベントの暑熱対策やレジリエンス強化を図るため、那須野ヶ原みらい電力株式会社(以下「みらい電力」という。)が所有するエアーテント等の物品の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象物品)

第2条 貸出しすることのできる物品は、別表1に定めるものとする。

(貸出しの対象)

第3条 物品の貸出を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 那須塩原市、大田原市、那須町及びその周辺地域(以下「那須野ヶ原地域」という。)に居住する個人又は那須野ヶ原地域に拠点を有する団体(自治体、学校、法人、市民団体等)
- (2) その他みらい電力が適当と認める者

2 物品を使用することができるイベント等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) イベント等の目的が、住民の福祉の向上、文化・教育の振興、地域交流の促進等に資すると認められること。
- (2) 物品の使用場所が那須野ヶ原地域であること。ただし、みらい電力が特別に認める場合はこの限りでない。

(貸出期間)

第4条 物品の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて 14日以内とする。ただし、貸出及び返却日については平日のみとする。

(貸出申請)

第5条 物品の貸出を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、物品借用申請書(様式第1号)に必要な事項を記入して、使用予定日の10日前までの間に提出しなければならない。

2 前項の規定による貸出申請は、使用予定日の1か月前から受理するものとする。

(貸出承認)

第6条 みらい電力は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査の上、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 物品を破損又は著しく汚損させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 申請者が過去に物品を借り受けた際に不適切な使用等が認められたとき。
- (4) その他みらい電力が貸出しについて適当でないと認めたとき。

2 みらい電力は、申請書を受領後、3営業日以内に、貸与の可否を申請者に通知するものとする。

3 みらい電力は、物品の貸出しに関し、必要な条件を付けることができる。

(貸出)

第7条 物品の貸出料は無料とする。

2 貸出す物品のうち、ポータブル蓄電池については、満充電の状態で貸出すことを原則とする。また、返却にあたり充電は求めない。

(使用者の義務)

第8条 物品の貸出承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 貸出期間中、管理責任者の注意をもって物品を管理すること。
- (2) 物品は承認されたイベント等でのみ使用すること。
- (3) 使用後の物品は必ず汚れを落とし乾燥させること。
- (4) その他みらい電力が付した条件に従って物品を使用すること。

(禁止事項)

第9条 使用者は、物品を第三者に転貸、譲渡又は担保に供してはならない。また、みらい電力の許可なく改造を行ってはならない。

(賠償等)

第10条 使用者は、物品に破損、汚損、紛失等の損害を生じさせたときは、その原因にかかわらず、みらい電力の指示に従い、使用者の責任及び負担において物品を原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

- 2 使用者が返却期限を経過しても物品を返却しない場合は督促を行い、なお返却がなされないときは貸出停止の措置を講じるほか、必要に応じて損害の負担を求めるものとする。
- 3 物品の使用により生じた事故等については、使用者の責任において処理するものとする。
- 4 みらい電力は、物品の使用により使用者が被った損害等に対する賠償責任は負わないものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、物品貸出等に関して必要な事項は、別に定める。

別紙1 貸出しの対象物品

番号	物品	数量	備考
1	エアーテント一式	1	本体テント、FRP ロッド、グランドシート、電動エアポンプ、充排気ホース、手動ポンプ、内圧計、張り綱、ペグ、ハンマー、土嚢袋、補修キット
2	専用エアコン	1	
3	ポータブル蓄電池	2	原則、満充電の状態で貸出し
4	ソーラーパネル	2	
5	パワームーバー (外部給電器)	1	